

平成19年度普通会計決算及び健全化判断比率等の概要（速報値）

1 普通会計決算の概要

「普通会計」とは

地方公共団体の財政状況を統一的な基準で比較できるようにした統計上の会計区分です。

本市の普通会計は、一般会計と、国民健康保険など18の特別会計のうち、土地区画整理事業などの12の特別会計で構成されています*。

* 本市の普通会計：一般会計と特別会計（母子寡婦福祉資金貸付事業、都市開発資金事業、土地区画整理事業（鶴田第1、鶴田第2、城東、宇大東南部第1、宇大東南部第2、宇都宮駅東口、岡本駅西、中里原）、育英事業、老人保健の一部）

(1) 決算規模

歳入は1,719億6,348万円、歳出は1,648億8,942万円で、前年度より、歳入は0.6%、歳出は3.3%、それぞれ増加しました。

◆ 決算規模の前年比較

(単位：%)

年 度	歳 入		歳 出	
	決 算 額	増減率	決 算 額	増減率
18	1,708億7,481万円	—	1,596億4,711万円	—
19	1,719億6,348万円	0.6	1,648億8,942万円	3.3

ア 歳入決算の特徴

所得税から市民税への税源移譲に伴う所得譲与税の廃止などにより地方譲与税が減少しましたが、税源移譲や税制改正、一部の企業の業績好調に伴い市税が増加しました。その結果、歳入総額は、前年度比11億円増となりました。

- ・地方譲与税の減（△33億6,791万円，△66.3%）
- ・市税の増（62億3,474万円，6.8%）

イ 歳出決算の特徴

東消防署建設事業や中学校校舎の耐震化工事などが増加しましたが、宇都宮城址公園整備事業や子ども発達センター建設事業が完了したことなどから投資的経費が減少しました。また、児童手当の支給額の引き上げなどに伴い義務的経費が増加しました。その結果、歳出総額は、前年度比52億円増となりました。

- ・投資的経費の減（△8億3,917万円，△2.9%）
- ・義務的経費の増（30億2,300万円，4.1%）

◆ 性質別歳出決算額の前年比較

(単位：%)

年度	義務的経費		投資的経費		その他の経費	
	決 算 額	増減率	決 算 額	増減率	決 算 額	増減率
18	741億3,920万円 (46.4)	—	293億125万円 (18.4)	—	562億666万円 (35.2)	—
19	771億6,219万円 (46.8)	4.1	284億6,209万円 (17.3)	△2.9	592億6,514万円 (35.9)	5.4

*決算額の欄の（ ）内の数値は歳出総額に対する構成比です。

(2) 決算収支

歳入歳出の差引額から、平成 20 年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、市税収入の増などにより、49 億 2,324 万円の黒字となりました。

◆ 決算収支の前年比較

年 度	実質収支
	決 算 額
18	83 億 9,726 万円
19	49 億 2,324 万円

(3) 主な財政指標

ア 経常収支比率は、85.5%となり、前年度に比べ 1.5 ポイント上昇しました。
また、公債費負担比率は、14.2%となり、前年度に比べ 0.4 ポイント上昇しました。

イ 市債残高は、1,366 億 38 万円で、前年度に比べ 80 億 1,747 万円、5.5%減少しました。
(市民1人あたりの市債残高 H18 : 289,111 円, H19 : 271,568 円)

ウ 基金残高は、407 億 208 万円で、前年度に比べ 67 億 2,321 万円、19.8%増加しました。
(市民1人あたりの基金残高 H18 : 67,929 円, H19 : 80,918 円)

* H18 人口 500,215 人, H19 人口 503,007 人

◆ 主な財政指標の前年比較

年 度	経常収支比率	公債費負担比率	市 債 残 高	基 金 残 高
18	84.0 %	13.8 %	1,446 億 1,785 万円	339 億 7,887 万円
19	85.5 %	14.2 %	1,366 億 38 万円	407 億 208 万円

※経常収支比率 : 人件費、扶助費、公債費など経常的に必要となる経費に、市税、地方譲与税など経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標です。これが、高くなるほど、新たな財政需要に対応できる余地が少なくなります。

※公債費負担比率 : 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この率が高くなるほど、財政運営が硬直化していることを表します。

※基金残高 : 積立基金の合計額です。本市の積立基金は、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金など 10 基金です。

2 健全化判断比率等の概要

「健全化判断比率等」とは

地方公共団体の財政の早期健全化・財政の再生並びに地方公営企業の経営健全化を目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(※4ページ(「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要参照)に規定された4つの健全化判断比率(実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率)及び資本不足比率です。

この指標は, 平成19年度決算から公表が義務付けられ, 平成20年度決算からは, 指標が基準を超えた場合には財政健全化計画の策定が義務付けられています。

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率は, いずれも早期健全化基準を下回っています。

(単位 %)

項 目	内 容	本市の比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合を表す指標	—	11.25
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を表す指標	—	16.25
③実質公債費比率	一般会計等が負担する実質的な公債費の財政負担を示す指標	8.7	25.0
④将来負担比率	一般会計等における債務残高などの将来の財政負担を示す指標	20.1	350.0

※ 「—」は, 赤字を生じていないため当該数値については該当なしを表します。

※ 本市の「一般会計等」は, 一般会計と特別会計(母子寡婦福祉資金貸付事業, 都市開発資金事業, 土地区画整理事業(鶴田第1, 鶴田第2, 城東, 宇大東南部第1, 宇大東南部第2, 宇都宮駅東口, 岡本駅西, 中里原), 育英事業)で構成されています。

※ 「標準財政規模」は, 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので, 本市の平成19年度の標準財政規模は1,072億円です。

(2) 資金不足比率

資金不足比率は, いずれの会計について経営健全化基準を下回っています。

(単位 %)

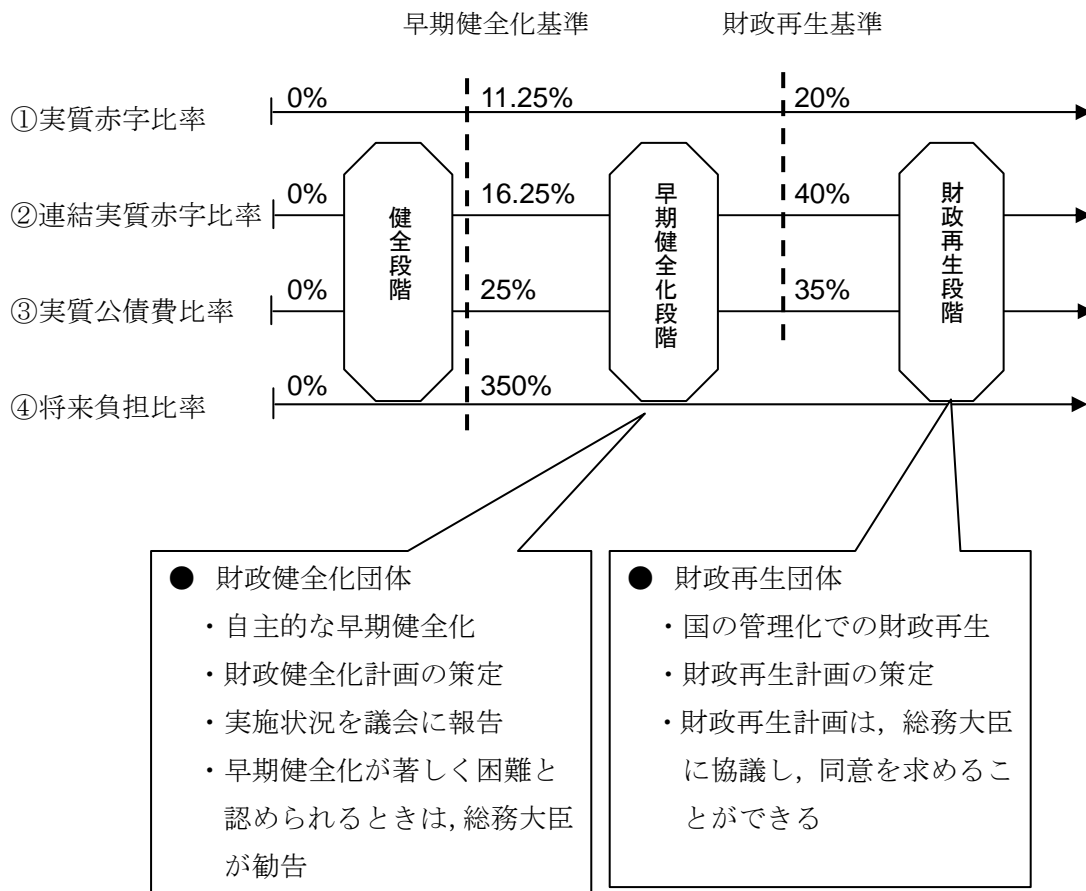
項 目	内 容	会計名	本市の比率	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業会計の各会計の資金不足額の事業の規模に対する割合を表す指標	水道事業	—	20.0
		下水道事業	—	
		中央卸売市場事業	—	
		農業集落排水事業	—	
		土地取得事業	—	

「—」は, 資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

- ・ 平成 19 年度決算からの指標を公表
- ・ 平成 20 年度決算からの財政健全化計画の策定等の義務付け

1 自治体財政の早期健全化・再生



2 公営企業の経営健全化

